

令和5年度鳥取県育英奨学生（大学等奨学資金）募集要項

1 育英奨学資金貸与制度の目的

県内に住所を有する者の子等で大学（外国の学校のうち、日本の大学に相当するものを含む。）、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）に在学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成することを目的とする。

※専修学校の高等課程や各種学校は対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

この奨学金は、返還の必要があるものです。

10年以上の長い返還期間となりますので、進学される方や保護者でしっかりと話し合ってから貸付を受けてください。

2 募集人員 210人

（注意）募集人員を上回る申請があった場合、所得状況及び学業成績を勘案し、鳥取県育英奨学生選考委員会において選考の上、採用者を決定します。

＜参考＞昨年度の申請数および倍率

申請人数	倍率
256人	1.22倍

3 貸与月額

国公立の大学等	月額 45,000円
私立の大学等	月額 54,000円

4 貸与期間

大学等に入学した時から、大学等の正規の修業年限の終了する月までとします。

5 奨学資金の返還

- （1）奨学資金は無利子とし、貸与の終了後20年以内（途中辞退、退学等の場合は10年以内）に、半年賦又は月賦の方法で、口座振替の方法により返還していただきます。返還金の最低年額（返還が完了する年の返還額を除く）は、貸与総額により定められています。

（返還の例）

区 分	卒業時の貸与総額	返還年賦額	返還年数
国公立〔4年制〕	2,160千円	13万円／年	17年
国公立〔2年制〕	1,080千円	9万円／年	12年
私立〔4年制〕	2,592千円	13万円／年	20年
私立〔2年制〕	1,296千円	10万円／年	13年

- （2）奨学資金の返還を怠ったときは、滞納している期間が1年について3%の延滞金が加算されます。

6 申請資格

次の要件をすべて満たしていること。（※要項のチェックリストでもご確認ください。）

- (1) 県内に住所を有する者の子等で、令和5年度に大学等へ入学する予定の者。
- (2) 高等学校等第2学年時（定時制課程又は通信制課程に在学する者は、卒業見込年度の前年度）の学業成績の平均値が3.0以上であり、性行が正しいこと。
- (3) 申請者の属する世帯（生計を一とする世帯）の年間所得が、別表第2の所得基準以下であること。
- (4) 進学後、鳥取県から他の奨学資金の貸与又は給付を受ける見込みのないこと。
- (5) 進学後、鳥取県以外の者から、鳥取県育英奨学資金の貸与額以上の無利子の貸与又は給付を受ける見込みのないこと。（教育委員会が別に定める奨学資金を除く。）

※（4）、（5）の同種類の奨学金の詳細は別紙「参考」をご覧ください。

7 申請の手続

奨学資金を希望する者は、次の書類を在学している高等学校等の長に提出すること。（既に高等学校等を卒業している者は、出身の高等学校等へ提出すること。県外高校在学者又は高等学校卒業程度認定試験合格（見込）者等は、下記へ問い合わせること。）

- (1) 鳥取県大学等奨学資金貸与申請書
- (2) 令和3年分所得に係る市町村長発行の所得証明書（申請者本人、高校生以下の就学者、乳幼児を除く世帯全員分）※令和3年1月1日から令和3年12月31日の収入・所得状況が記載されたもの。
- (3) 誓約書（連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付）
- (4) 別表第1の特別の事情による控除（特別控除）を受けようとする者は、そのことを証明する資料（一人親世帯、就学者のいる世帯を除く。）

※要項のチェックリストでもご確認ください。

8 申請締切

令和4年9月5日（月）

※高等学校等で早めに締切を定めている場合がありますので、詳細は在学する高等学校等（既卒生の場合は出身の高等学校等）にご確認ください。

9 申請結果

令和4年11月下旬（予定）に、申請者本人及び在学している高等学校等へ選考結果を通知する。

採用者については、進学届出書・口座振込書・在学証明書等の提出後、貸与を開始する。

（令和5年5月下旬貸与開始予定）

10 その他

- (1) 奨学生に内定した者が、令和5年度に大学等へ入学できなかったときは、その資格を失います。
- (2) 連帯保証人は父母又はこれに代わって債務を保証する者とし、保証人は本人及び連帯保証人と同一生計外（同居不可）の者としてください。
- (3) 鳥取県育英奨学資金と併用できないもの（日本学生支援機構の第一種奨学金は金額に制約あり）があるため、奨学生に内定した者には選考結果通知の際に意向確認（大学等入学後に鳥取県育英奨学資金の貸与を希望されるかどうか）の用紙を同封し、後日提出していただきますのでご了承ください。

11 問い合わせ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室

（電話）0857 - 29 - 7145

（ファクシミリ）0857 - 26 - 8176

別表第 1

特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額		
A 世帯を 対象と する 控除	(1)一人親世帯	490千円		
	(2)就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生 ・1人につき)	小学校	80千円	
		中学校	160千円	
			自宅通学	自宅外通学
		高等学校	国公立	280千円
			私立	470千円
		高等専門学校	国公立	410
			私立	600
		大学	国公立	360
			私立	550
	専修学校	高等課程	国公立	600
			私立	800
		専門課程	国公立	590
			私立	1,020
B 本人を 対象と する 控除	(3)障がい者のいる世帯	障がい者1人につき (申請書添付資料：障害者手帳、療育手帳等の写し)		
	(4)長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。 (申請書添付資料：令和3年中の診療費領収書の写し)		
	(5)主たる家計支持者が 別居している世帯	別居のため特別に支出をしている年間金額（住居費、光熱水費に限る。） ただし、710千円を限度とする。 (申請書添付資料：令和3年中の住居費、光熱水費領収書等の写し)		
	(6)火災・風水害・盗難 等の被害をうけた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額。 (申請書添付資料：被災を証明する書類及び金額の見積書)		
		590千円		

- 備考 1 A欄の控除については、生計を一にする世帯全員の中で、特別の事情に該当する場合に控除することができる。
- 2 A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除には、申請者本人は含めない。
- 3 A欄の「(4)長期療養者のいる世帯」及び「(5)主たる家計支持者が別居している世帯」による控除は、貸与申請前年に支出した実費とする。
- 4 A欄(5)の「別居のため特別に支出」の対象経費は、住居費、光熱・水道費に限る。
- 5 A欄の控除については、該当する特別な事情が二つ以上ある場合には、それらの特別控除額を併せて控除することができる。
- 6 B欄は申請者本人のみを対象とした控除である。

別表第2

所得基準額表

		令和3年分 所得	備考
世帯 人 員	1人	6,780 千円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200千円を加算する。
	2人	7,820 千円	
	3人	8,280 千円	
	4人	8,550 千円	
	5人	8,820 千円	
	6人	9,020 千円	
	7人	9,220 千円	

備考1 生計を一にする世帯全員の所得額合計から、別表第1の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。

2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。

参 考

1 募集要項 6 申請資格（４） の「鳥取県から他の奨学資金～」について

鳥取県育英奨学資金との併用を認めないもの

（併願は可能ですが、両方採用となったときは、どちらか辞退していただきます。）

- （例）
- ・看護職員修学資金（鳥取県福祉保健部）
 - ・医師養成確保奨学金（鳥取県福祉保健部）
 - ・臨時特例医師確保対策奨学金（鳥取県福祉保健部）
 - ・理学療法士等修学資金（鳥取県福祉保健部）
 - ・母子父子寡婦福祉資金（鳥取県子育て・人財局）
 - ・県保育士等修学資金（鳥取県子育て・人財局）

2 募集要項 6 資格申請（５） の「鳥取県以外の者から～」について

（１）鳥取県育英奨学資金との併用を認めるもの

- （例）
- ・（独）日本学生支援機構 給付型奨学金
 - ・（独）日本学生支援機構 第一種奨学金（無利息）
（貸与（無利息）月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額を下回る場合に限る）
 - ・（独）日本学生支援機構 第二種奨学金（利息付）
 - ・（財）あしなが育英会奨学金・（財）交通遺児育英会奨学金
（貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額を下回る場合に限る）
 - ・生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）
（貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額未満の場合に限る）
 - ・（株）日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫、国の教育ローン）
 - ・各金融機関の教育ローン

（２）鳥取県育英奨学資金との併用を認めないもの

（併願は可能ですが、両方採用となったときは、どちらか辞退していただきます。）

- （例）
- ・（独）日本学生支援機構 第一種奨学金（無利息）
（貸与（無利息）月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合）
 - ・生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）
（貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合）
 - ・長谷育英会奨学金（長谷育英奨学会）

上にあげた奨学資金以外にも、いろいろな奨学資金制度があります。

それぞれの要件等で鳥取県育英奨学資金との併用が認められるもの、認められないものがありますので、詳しくはお問い合わせください。

県教委事務局 育英奨学室 （０８５７－２９－７１４５）

【注意】返還金を滞納すると・・・

定められた納期限までに返還がない場合、次の手続きがとられます。

ア 督促、催告

奨学生、連帯保証人に対して、文書、電話、自宅訪問などにより返還を督促します。未納の期間や金額によっては、保証人にも督促をします。

イ 延滞金の加算

納期限から滞納した期間が1年について3%の延滞金が加算されます。

ウ 法的措置等

長期間返還がなかったり、未納額が高額になると、裁判所へ支払い督促を申し立てます。

返還された奨学資金は、新たに貸与する資金となり、後輩の奨学生に引き継がれていきます。奨学生は、自らの責任に自覚を持って、必ず指定期限内に返還してください。

【参考：保証債務に関するQ & A】

Q 1. 連帯保証人と保証人の責任の違いは何ですか。

A 1. 奨学金の返還は原則として奨学生本人が行うものですが、連帯保証人にも奨学生本人と同等の責任があります。県は、双方へ同等に返還を請求することができ、各人とも全額を返済する責任があります。

保証人は、奨学生本人や連帯保証人が返還できない場合に、各人に代わって返還する責任があります。

Q 2. 返還している中途に連帯保証人が亡くなりましたが、どうすればいいですか？

A 2. 連帯保証人（又は保証人）が不在となったときは、速やかに後任者を届けてください。届けがない場合は、残っている返還金を一括請求することがあります。

Q 3. 同居ですが、生計が別の兄は保証人になれますか？

A 3. 同居人は保証人になれませんが、いわゆる二世帯住宅や敷地内別棟等、住民票が同じでも生計が別の場合は、生計が別であることを証明する書類を添付してください。
（例：光熱水費等の同月の請求書）

Q 4. 祖父に保証人を依頼しようと思いますが、年齢制限はありますか？

A 4. 年齢制限はしませんが、保証人には、奨学生の学校卒業後、約20年間の返還の保証をお願いするので、なるべく65歳以下の方としてください。

また、保証人にも返還を求めることがあります（Q 1 参照）ので、所得や返還の資力がある方としてください。

令和5年度鳥取県育英奨学生（大学等奨学資金）募集要項

1 育英奨学資金貸与制度の目的

県内に住所を有する者の子等で大学（外国の学校のうち、日本の大学に相当するものを含む。）、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）に在学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成することを目的とする。

※専修学校の高等課程や各種学校は対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

この奨学金は、返還の必要があるものです。

10年以上の長い返還期間となりますので、進学される方や保護者でしっかりと話し合ってから貸付を受けてください。

2 募集人員 210人

（注意）募集人員を上回る申請があった場合、所得状況及び学業成績を勘案し、鳥取県育英奨学生選考委員会において選考の上、採用者を決定します。

＜参考＞昨年度の申請数および倍率

申請人数	倍率
256人	1.22倍

3 貸与月額

国公立の大学等	月額 45,000円
私立の大学等	月額 54,000円

4 貸与期間

大学等に入学した時から、大学等の正規の修業年限の終了する月までとします。

5 奨学資金の返還

（1）奨学資金は無利子とし、貸与の終了後20年以内（途中辞退、退学等の場合は10年以内）に、半年賦又は月賦の方法で、口座振替の方法により返還していただきます。返還金の最低年額（返還が完了する年の返還額を除く）は、貸与総額により定められています。

（返還の例）

区 分	卒業時の貸与総額	返還年賦額	返還年数
国公立〔4年制〕	2,160千円	13万円／年	17年
国公立〔2年制〕	1,080千円	9万円／年	12年
私立〔4年制〕	2,592千円	13万円／年	20年
私立〔2年制〕	1,296千円	10万円／年	13年

（2）奨学資金の返還を怠ったときは、滞納している期間が1年について3%の延滞金が加算されます。

6 申請資格

次の要件をすべて満たしていること。（※要項のチェックリストでもご確認ください。）

- (1) 県内に住所を有する者の子等で、令和5年度に大学等へ入学する予定の者。
- (2) 高等学校等第2学年時（定時制課程又は通信制課程に在学する者は、卒業見込年度の前年度）の学業成績の平均値が3.0以上であり、性行が正しいこと。
- (3) 申請者の属する世帯（生計を一とする世帯）の年間所得が、別表第2の所得基準以下であること。
- (4) 進学後、鳥取県から他の奨学資金の貸与又は給付を受ける見込みのないこと。
- (5) 進学後、鳥取県以外の者から、鳥取県育英奨学資金の貸与額以上の無利子の貸与又は給付を受ける見込みのないこと。（教育委員会が別に定める奨学資金を除く。）

※(4)、(5)の同種類の奨学金の詳細は別紙「参考」をご覧ください。

7 申請の手続

奨学資金を希望する者は、次の書類を在学している高等学校等の長に提出すること。（既に高等学校等を卒業している者は、出身の高等学校等へ提出すること。県外高校在学者又は高等学校卒業程度認定試験合格（見込）者等は、下記へ問い合わせること。）

- (1) 鳥取県大学等奨学資金貸与申請書
- (2) 令和3年分所得に係る市町村長発行の所得証明書（申請者本人、高校生以下の就学者、乳幼児を除く世帯全員分）※令和3年1月1日から令和3年12月31日の収入・所得状況が記載されたもの。
- (3) 誓約書（連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付）
- (4) 別表第1の特別の事情による控除（特別控除）を受けようとする者は、そのことを証明する資料（一人親世帯、就学者のいる世帯を除く。）

※要項のチェックリストでもご確認ください。

8 申請締切

令和4年9月5日（月）

※高等学校等で早めに締切を定めている場合がありますので、詳細は在学する高等学校等（既卒生の場合は出身の高等学校等）にご確認ください。

9 申請結果

令和4年11月下旬（予定）に、申請者本人及び在学している高等学校等へ選考結果を通知する。

採用者については、進学届出書・口座振込書・在学証明書等の提出後、貸与を開始する。

（令和5年5月下旬貸与開始予定）

10 その他

- (1) 奨学生に内定した者が、令和5年度に大学等へ入学できなかったときは、その資格を失います。
- (2) 連帯保証人は父母又はこれに代わって債務を保証する者とし、保証人は本人及び連帯保証人と同一生計外（同居不可）の者としてください。
- (3) 鳥取県育英奨学資金と併用できないもの（日本学生支援機構の第一種奨学金は金額に制約あり）があるため、奨学生に内定した者には選考結果通知の際に意向確認（大学等入学後に鳥取県育英奨学資金の貸与を希望されるかどうか）の用紙を同封し、後日提出していただきますのでご了承ください。

11 問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室

（電話）0857-29-7145

（ファクシミリ）0857-26-8176

別表第 1

特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額		
A 世帯を 対象と する 控除	(1)一人親世帯	490千円		
	(2)就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生 1人につき)	小学校	80千円	
		中学校	160千円	
			自宅通学	自宅外通学
		高等学校	国公立	280千円
			私立	410
		高等専門学校	国公立	360
			私立	600
		大学	国公立	590
			私立	1,010
		専修学校	高等課程 国公立	170
			高等課程 私立	370
			専門課程 国公立	220
			専門課程 私立	720
B 本人を 対象と する 控除	(3)障がい者のいる世帯	障がい者1人につき (申請書添付資料：障害者手帳、療育手帳等の写し) 860千円		
	(4)長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。 (申請書添付資料：令和3年中の診療費領収書の写し)		
	(5)主たる家計支持者が 別居している世帯	別居のため特別に支出をしている年間金額（住居費、光熱水費に限る。） ただし、710千円を限度とする。 (申請書添付資料：令和3年中の住居費、光熱水費領収書等の写し)		
	(6)火災・風水害・盗難 等の被害をうけた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額。 (申請書添付資料：被災を証明する書類及び金額の見積書)		
		590千円		

- 備考 1 A欄の控除については、生計を一にする世帯全員の中で、特別の事情に該当する場合に控除することができる。
- 2 A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除には、申請者本人は含めない。
- 3 A欄の「(4)長期療養者のいる世帯」及び「(5)主たる家計支持者が別居している世帯」による控除は、貸与申請前年に支出した実費とする。
- 4 A欄(5)の「別居のため特別に支出」の対象経費は、住居費、光熱・水道費に限る。
- 5 A欄の控除については、該当する特別な事情が二つ以上ある場合には、それらの特別控除額を併せて控除することができる。
- 6 B欄は申請者本人のみを対象とした控除である。

別表第2

所得基準額表

		令和3年分 所得	備考
世帯 人員	1人	6,780 千円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200千円を加算する。
	2人	7,820 千円	
	3人	8,280 千円	
	4人	8,550 千円	
	5人	8,820 千円	
	6人	9,020 千円	
	7人	9,220 千円	

備考1 生計を一にする世帯全員の所得額合計から、別表第1の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。

2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。

参 考

1 募集要項 6 申請資格（４） の「鳥取県から他の奨学資金～」について

鳥取県育英奨学資金との併用を認めないもの

（併願は可能ですが、両方採用となったときは、どちらか辞退していただきます。）

- （例）
- ・看護職員修学資金（鳥取県福祉保健部）
 - ・医師養成確保奨学金（鳥取県福祉保健部）
 - ・臨時特例医師確保対策奨学金（鳥取県福祉保健部）
 - ・理学療法士等修学資金（鳥取県福祉保健部）
 - ・母子父子寡婦福祉資金（鳥取県子育て・人財局）
 - ・県保育士等修学資金（鳥取県子育て・人財局）

2 募集要項 6 資格申請（５） の「鳥取県以外の者から～」について

（１）鳥取県育英奨学資金との併用を認めるもの

- （例）
- ・（独）日本学生支援機構 給付型奨学金
 - ・（独）日本学生支援機構 第一種奨学金（無利息）
（貸与（無利息）月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額を下回る場合に限る）
 - ・（独）日本学生支援機構 第二種奨学金（利息付）
 - ・（財）あしなが育英会奨学金・（財）交通遺児育英会奨学金
（貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額を下回る場合に限る）
 - ・生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）
（貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額未満の場合に限る）
 - ・（株）日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫、国の教育ローン）
 - ・各金融機関の教育ローン

（２）鳥取県育英奨学資金との併用を認めないもの

（併願は可能ですが、両方採用となったときは、どちらか辞退していただきます。）

- （例）
- ・（独）日本学生支援機構 第一種奨学金（無利息）
（貸与（無利息）月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合）
 - ・生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）
（貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合）
 - ・長谷育英会奨学金（長谷育英奨学会）

上にあげた奨学資金以外にも、いろいろな奨学資金制度があります。
それぞれの要件等で鳥取県育英奨学資金との併用が認められるもの、認められないもの
がありますので、詳しくはお問い合わせください。

県教委事務局 育英奨学室 （０８５７－２９－７１４５）

【注意】返還金を滞納すると・・・

定められた納期限までに返還がない場合、次の手続きがとられます。

ア 督促、催告

奨学生、連帯保証人に対して、文書、電話、自宅訪問などにより返還を督促します。未納の期間や金額によっては、保証人にも督促をします。

イ 延滞金の加算

納期限から滞納した期間が1年について3%の延滞金が加算されます。

ウ 法的措置等

長期間返還がなかったり、未納額が高額になると、裁判所へ支払い督促を申し立てます。

返還された奨学資金は、新たに貸与する資金となり、後輩の奨学生に引き継がれていきます。奨学生は、自らの責任に自覚を持って、必ず指定期限内に返還してください。

【参考：保証債務に関するQ&A】

Q 1. 連帯保証人と保証人の責任の違いは何ですか。

A 1. 奨学金の返還は原則として奨学生本人が行うものですが、連帯保証人にも奨学生本人と同等の責任があります。県は、双方へ同等に返還を請求することができ、各人とも全額を返済する責任があります。

保証人は、奨学生本人や連帯保証人が返還できない場合に、各人に代わって返還する責任があります。

Q 2. 返還している中途に連帯保証人が亡くなりましたが、どうすればいいですか？

A 2. 連帯保証人（又は保証人）が不在となったときは、速やかに後任者を届けてください。届けがない場合は、残っている返還金を一括請求することがあります。

Q 3. 同居ですが、生計が別の兄は保証人になれますか？

A 3. 同居人は保証人になれませんが、いわゆる二世帯住宅や敷地内別棟等、住民票が同じでも生計が別の場合は、生計が別であることを証明する書類を添付してください。

（例：光熱水費等の同月の請求書）

Q 4. 祖父に保証人を依頼しようと思いますが、年齢制限はありますか？

A 4. 年齢制限はしませんが、保証人には、奨学生の学校卒業後、約20年間の返還の保証をお願いするので、なるべく65歳以下の方としてください。

また、保証人にも返還を求めることがあります（Q 1 参照）ので、所得や返還の資力がある方としてください。

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書								
フリガナ 申請者氏名				住 所	〒			
生年月日		年 月 日生		所	電話番号 () -			
申請に係る 資格		立 学校 課程 科 在・卒		年 月 高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格 検定）合格				
進学予定 学校の種別		※ 大 学 ・ 専修学校（専門課程）						
生 計 を 一 に す る 家 族 及 び そ の 所 得	就 学 者 を 除 く 家 族	○ ×	続 柄	氏 名	年齢	所得等の 種 類	収入金額（税込） ・売上高	所得（利益）金額 （税込）
	就 学 者	続柄	氏 名	設置 者別	学校種類別		学年	通 学 別 （小・中を除く。）
		本人		※国・公 ・私立	※小・中・高・高専・大 ・専修（高・専）・その他		学年	※ 自宅・自宅外
				※国・公 ・私立			学年	※ 自宅・自宅外
				※国・公 ・私立	※小・中・高・高専・大 ・専修（高・専）・その他	学年	※ 自宅・自宅外	
				※国・公 ・私立	※小・中・高・高専・大 ・専修（高・専）・その他	学年	※ 自宅・自宅外	
				※国・公 ・私立	※小・中・高・高専・大 ・専修（高・専）・その他	学年	※ 自宅・自宅外	

注1 ※印は、該当のものを○で囲むこと。

2 家族のうち、主たる家計支持者には○印、別居者には×印を付けること。

	特 別 の 事 情	該 当 欄 (該当する欄に○ を付けること。)	必要な添付資料等
家 庭 事 情	(1) 障がい者のいる世帯		該当者の障害者手帳の写し
	(2) 長期療養者のいる世帯		該当者の治療費の領収書の写し（3月以上継続した治療に係るものに限る。）
	(3) 主たる家計支持者が別居している世帯		当該家計支持者の住居費、光熱水費の領収書の写し
	(4) 災害等を受けた世帯		下欄に具合的な事情、状況等を記載し、それを説明する資料を添付すること。
	(5) その他特別な事情がある世帯		

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

申 請 者 氏名

法定代理人 氏名

住所

申請者との続柄 ()

印

注1 申請者及び法定代理人は、氏名をそれぞれ自署すること。

2 法定代理人は、申請者が未成年者である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。

記入例

別記様式第4号（第5条の2関係）

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書								
フリガナ	トットリ タロウ			住	〒 680-9999			
申請者氏名	鳥取 太郎			所	鳥取市〇町△丁目□□□番地			
生年月日	年 月 日生				電話番号（0857）〇〇-××××			
申請に係る資格	鳥取県立〇×高等学校 全日制課程 普通科 (在)卒			年 月 高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格 検定）合格				
進学予定学校の種別	※ 大 学 ・ 専修学校（専門課程）							
生計を一にする家族及びその所得	就学者を除く家族	○ ×	続柄	氏 名	年齢	所得等の種類	収入金額（税込） ・売上高	所得（利益）金額 （税込） ⑤
		○ ×	父	鳥取 春男	45	給与	② 4,500,000	③ 3,160,000
			母	鳥取 夏子	42	給与	3,500,000	2,370,000
			叔父	鳥取 秋男	70	農業 年金	1,500,000 ④ 1,500,000	700,000
			姉	鳥取 冬子	21	無職	0	0
	【上の番号についての説明】							
	① ○：主に家計を支えている人、×：別居している人（単身赴任など）							
	② 「令和3年分所得証明書」の「収入金額等」欄より転記							
	③ 「令和3年分所得証明書」の「所得金額等」欄より転記							
	④ 「令和3年分所得証明書」の「年金収入額等」欄より転記（年金受給者）							
就学者	続柄	氏 名	設置者別	学校種類別	学年	通学別 （小・中を除く。）		
	本人	鳥取 太郎	※国・公 ・私立	※小・中・高・高専・大 ・専修（高・専）・その他	3 学年	※ (自宅) 自宅外		
	妹	鳥取 花子	※国・公 (私立)	※小・中・高・高専・大 ・専修（高・専）・その他	1 学年	※ 自宅・(自宅外)		
	弟	鳥取 次郎	※国・公 ・私立	※小・中・高・高専・大 ・専修（高・専）・その他	2 学年	※ (自宅) 自宅外		
			※国・公 ・私立	※小・中・高・高専・大 ・専修（高・専）・その他	⑥ 学年	※ 自宅・自宅外		

注1 ※印は、該当のものを○で囲むこと。

2 家族のうち、主たる家計支持者には○印、別居者には×印を付けること。

(注)

⑤ 別表第1の特別控除額表に基づく所得金額からの控除は県で計算しますので、控除額を除かずに記入してください。

⑥ 「その他」は特別控除額表の校種に当てはまらない学校（各種学校等）の場合に○をつけてください。

	特 別 の 事 情	該 当 欄 (該当する欄に○ を付けること。)	必要な添付資料等
家 庭 事 情	(1) 障がい者のいる世帯		該当者の障害者手帳の写し
	(2) 長期療養者のいる世帯	○	該当者の治療費の領収書の写し（3月以上継続した治療に係るものに限る。）
	(3) 主たる家計支持者が別居している世帯		当該家計支持者の住居費、光熱水費の領収書の写し
	(4) 災害等を受けた世帯		下欄に具合的な事情、状況等を記載し、それを説明する資料を添付すること。
	(5) その他特別な事情がある世帯	○	
	(上記4、5に該当する世帯にあつては、その事情、状況等を具体的に記載すること。)		

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○○ 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

各自、自署してください。

申 請 者 氏名 鳥 取 太 郎

法定代理人 氏名 鳥 取 春 男

住所 鳥取市○町△丁目□□□番地

申請者との続柄 (父)



注1 申請者及び法定代理人は、氏名をそれぞれ自署すること。

2 法定代理人は、申請者が未成年者である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。

誓 約 書

年 月 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

私は、鳥取県育英奨学資金貸与規則に基づく奨学資金の貸与を受けるにあたり、学業に励むことを誓約します。

また、貸与終了後は、同規則に従い、奨学資金の返還その他の義務について、連帯保証人及び保証人とともにその責に任じます。

申 請 者	住 所	〒	
	氏 名		
法定代理人	住 所	〒	認印
	氏 名		
連帯保証人	続 柄	申請者の（ ）	実印
	住 所	〒	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	電話番号	※日中繋がる番号	
保 証 人	続 柄	申請者の（ ）	実印
	住 所	〒	
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	電話番号	※日中繋がる番号	

- （注意）
- 1 氏名の欄は自署すること。
 - 2 法定代理人は、申請者が未成年である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。
 - 3 連帯保証人及び保証人の印鑑については、市町村長が作成した印鑑登録証明書を添付すること。

誓 約 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 様

私は、鳥取県育英奨学資金貸与規則に基づく奨学資金の貸与を受けるにあたり、学業に励むことを誓約します。

また、貸与終了後は、同規則に従い、奨学資金の返還その他の義務について、連帯保証人及び保証人とともにその責に任じます。

申 請 者	住 所	〒 680-9999 鳥取市○町△丁目□□□番地		
	氏 名	鳥 取 太 郎 ← 必ず自署してください		
法定代理人	住 所	〒 680-9999 鳥取市○町△丁目□□□番地	認印	
	氏 名	鳥 取 春 男		
連帯保証人	続 柄	申請者の（ 父 ）	実印 ↓	
	住 所	〒 680-9999 鳥取市○町△丁目□□□番地		
	氏 名	鳥 取 春 男		
	生年月日	昭和○○年○月○日生（45歳）		
	電話番号	○○○-○○○○-○○○○ ※日中繋がる番号		
保 証 人	続 柄	申請者の（ 叔母 ）	実印 ↓	
	住 所	〒 689-○○○○ 日野郡日野町根雨○○○-○		
	氏 名	奨 学 一 子		
	生年月日	昭和○○年○月○日生（43歳）		
	電話番号	○○○-○○○○-○○○○ ※日中繋がる番号		

本人及び連帯保証人と
同一生計外の者（65歳
以下が望ましい）

- （注意）
- 1 氏名の欄は自署すること。
 - 2 法定代理人は、申請者が未成年である場合に、その親権者（共同親権者の場合は、その代表者）を記載すること。
 - 3 連帯保証人及び保証人の印鑑については、市町村長が作成した印鑑登録証明書を添付すること。

提出書類チェックリスト

(予約募集者用)

表面は申請資格について、裏面は記入内容・添付資料について記載しています。
このチェックリストを確認することで、奨学金の申請手続を円滑に行うことができます。

申請資格編

所得要件を確認

世帯人数		人	所得の合計額(世帯所得)		円
所得基準額		万円	別表第1の特別控除の合計額		円

(参考)別表第2

差引額(②－③) 円

②(世帯所得)－③(特別控除額) ≤ ①(所得基準額)
であれば所得要件を満たします。

世帯の所得が募集要項別表第2の所得要件以下と
なっていますか？

(はい ・ いいえ)

他の奨学金の貸与の有無

鳥取県育英奨学資金には、併給可能な奨学金と併給不可の奨学金があります。
以下に記載の無い奨学資金については、育英奨学室(0857-29-7145)までお問い合わせください。

借りる予定の有無	奨学資金等の名称(例)	併給の可否 ○…併給可, ×…併給不可
	鳥取県の貸与する奨学金 (看護職員修学資金・医師養成確保奨学金・臨時特例医師確保対策奨学金・理学療法士等修学資金・母子父子寡婦福祉資金・保育士等修学資金 等)	×
	日本学生支援機構第2の給付型奨学金	○
	日本学生支援機構第一種奨学金(無利息)のうち、県育英奨学資金の貸与額未満のもの	○
	日本学生支援機構第一種奨学金(無利息)のうち、県育英奨学資金の貸与額以上のもの	×
	日本学生支援機構第二種奨学金(利息付)	○
	あしなが奨学金・交通遺児奨学金のうち、県育英奨学資金の貸与額未満のもの	○
	あしなが奨学金・交通遺児奨学金のうち、県育英奨学資金の貸与額以上のもの	×
	日本政策金融公庫の教育ローン、各金融機関の教育ローン	○
	生活福祉資金教育支援費のうち、県育英奨学資金の貸与額未満のもの	○
	生活福祉資金教育支援費のうち、県育英奨学資金の貸与額以上のもの	×

記入内容・添付資料編

提出する書類は揃っていますか？

提出に必要な書類(4種類)	はい	いいえ	不要
(1)鳥取県大学等奨学資金貸与申請書	☐	☐	
(2)令和3年分の市町村長が発行する所得証明書	☐	☐	
(3)特別控除を証明する書類	☐	☐	☐
(4)誓約書(連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付)	☐	☐	

それぞれの提出書類について内容を確認しましたか？

(1)鳥取県大学等奨学資金貸与申請書

確認する項目	はい	いいえ
家族全員の記入がありますか？	☐	☐
記入漏れはありませんか？	☐	☐
申請書裏面の申請者氏名は生徒の直筆ですか？	☐	☐
申請書裏面に押印がありますか？	☐	☐

(2)令和3年分の市町村長が発行する所得証明書

確認する項目	はい	いいえ
申請者本人、高校生以下の就学者、乳幼児を除く世帯全員分の添付がありますか？(所得のない成人も必要)	☐	☐

(3)特別控除を証明する書類

確認する項目	はい	いいえ	不要
障がい者手帳、療育手帳の写し	☐	☐	☐
医療費の領収書の写し	☐	☐	☐
その他	☐	☐	☐

(4)誓約書

確認する項目	はい	いいえ
記入日の記入がありますか？	☐	☐
申請者、連帯保証人、保証人はそれぞれ直筆ですか？	☐	☐
連帯保証人、保証人の印鑑登録証明書の添付がありますか？	☐	☐
住所の記入漏れはありませんか？	☐	☐
日中繋がる連絡先の記入がありますか？	☐	☐